

新型コロナウイルス感染拡大防止のための上越教育大学活動制限指針

(令和2年4月23日 危機管理対策本部決定)

改定 令和3年5月31日

レベル	基準	教育	教員、研究活動	事務局職員等	学内会議等	学生の入構・登校	学生の課外活動	出張・旅行等
								(教職員・学生等の全構成員)
0	○国内での感染が収束した(政府の対策本部が解散した。)	○通常どおり	○通常どおり	○通常どおり	○通常どおり	○通常どおり	○通常どおり	○通常どおり。ただし、海外の流行地域への出張等の自粛
1	○レベル0・2・3のいずれにも該当しない。	○状況に対応して ICT を使用した遠隔授業を実施 ○「新しい生活様式」を踏まえ十分な感染対策を行った上で、講義・演習、実験・実習・実技の実施(学生の間隔を1mを目安に最大限の間隔をとる。)	○「新しい生活様式」を踏まえ十分な感染対策を行った上で、研究活動を継続	○「新しい生活様式」を踏まえ十分な感染対策を行った上で、勤務を継続 ○必要に応じて、在宅勤務、ローテーション勤務の実施	○「新しい生活様式」を踏まえ十分な感染対策を行った上で、対面会議を実施	○「新しい生活様式」を踏まえ十分な感染対策を行った上で、学修機会の確保に最大限配慮して、登校	○「新しい生活様式」を踏まえ十分な感染対策を行った上で実施 ○課外活動団体は、活動内容等計画書を提出の後に許可。緊急事態宣言、まん延防止等重点措置等の対象地域における合宿、遠征、対外的活動、飲食を伴う活動自粛	○海外への不要不急の出張・旅行の自粛 ○緊急事態宣言、まん延防止等重点措置等の対象地域の都道府県への不要不急の出張・旅行の自粛
2	○上越市がまん延防止等重点措置の対象地域に指定された。又は同等の状態にある。	○状況に対応して ICT を使用した遠隔授業を実施 ※アクセスポイントを提供 ○「新しい生活様式」を踏まえ十分な感染対策を行った上で、講義・演習、実験・実習・実技の実施(学生の間隔をできるだけ2m(最低1m)を目安に最大限の間隔をとる。)	○同上 ○在宅勤務での研究活動を推奨	○同上 ○在宅勤務、ローテーション勤務の部分実施を推奨	○同上 ○オンライン会議や書面審議を推奨	○同上。ただし、講義受講生を除く学部学生・大学院学生は登校を自粛	○活動停止。ただし、「新しい生活様式」を踏まえ十分な感染対策を行った上で、音楽棟個人練習室又は屋外での個人練習のみ許可	○海外への不要不急の出張の原則禁止、旅行の自粛 ○県境をまたぐ不要不急の出張・旅行の自粛
3	○新潟県に緊急事態宣言が発令され、県知事による大学の施設使用停止要請があった。または同等の状態にある。	○ICT を使用した遠隔授業の実施(講義・演習の対面授業の停止) ○「新しい生活様式」を踏まえ十分な感染対策を行った上で、講義・演習、実験・実習・実技の実施(学生の間隔を1mを目安に最大限の間隔をとる。)	○最小限の研究活動の継続 ○原則、在宅勤務での研究活動へ移行 ○継続中の実験・研究資源維持などのため必要な教員以外は入構自粛	○大学の機能維持のために必要な、最小限の職員のみ出勤。その他は在宅勤務	○同上。ただし、出席者は30人程度(陪席者を含む)を上限とする。 ○可能な限りオンライン会議や書面審議へ移行 ※対面会議とオンライン会議を併用する会議も可	○学部学生・大学院学生の登校禁止。ただし、大学から呼び出しのあった学生の登校及び学生の生活や学修を支援するため、大学が認めた施設を使用する場合の登校は可 ※上記により登校が認められた場合でも滞在時間は最小限とする。	○活動停止。ただし、「新しい生活様式」を踏まえ十分な感染対策を行った上で、屋外での個人練習のみ許可	○同上 ○県境をまたぐ出張の原則禁止及び不要不急の旅行の強い自粛

（備 考）

- 1 本活動制限指針は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を進める上での目安であり、状況に応じて適用レベルを超えた活動制限を実施することがある。
- 2 教職員・学生に感染者が発生した場合には、上越保健所の見解を踏まえつつ、別に定める「上越教育大学における新型コロナウイルス感染者発生時の対応について」に基づき適切な対応を行うものとする。
- 3 学生宿舍及びその敷地については、学生の入構制限区域に含まない。
- 4 特別支援教育実践研究センター及び心理教育相談センターにおける相談業務の停止については、「教育」の項に準ずるものとする。
- 5 附属学校園については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえ、当該学校園の定めるところにより、活動制限を実施する。
- 6 本活動制限指針は、今後の状況に応じ見直すことがある。